

富谷市店舗取得・改修促進事業制度

富谷市では、空き店舗等を利用し、市の活性化や元気づくりに貢献する新規創業者等に対して、店舗取得費、改修費や賃貸費の一部を補助します。

<概要と目的>

地域商業の振興及び新たな雇用の創出と商店の活性化を図るため、市内の空き店舗等を利用し、出店を促進することで、集客力と市内の回遊性を高めることを目的とした事業です。

<補助対象者>

小売業、飲食業又はサービス業等を営もうとする商工業者又は一般事業者等
※次のいずれかに該当するときは、補助対象者にはならないのでご注意ください。

- (1) 店舗等の所有者が生計を一にする者又は2親等以内の親族であるとき。
- (2) 市税等に滞納があるとき。
- (3) 宗教活動又は政治活動が主たる目的であるとき。
- (4) 市内の他の店舗又は事務所等から店舗等に移転することにより、移転前の店舗又は事務所等が空き店舗等になるとき。
- (5) チェーン店及びフランチャイズ店として事業を営むとき。
- (6) ショッピングセンター、大型商業施設内のテナント型で事業を営むとき。
- (7) 自ら店舗経営を行わないとき。
- (8) 富谷市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であるとき。
- (9) その他市長が不適切と認めるとき。

<対象区域>

・市内において、これまで店舗又は事務所、若しくは居住を目的として建築された建物
※市街化調整区域に属している場合、店舗改修ができない場合があります。

<補助率>

対象経費	補助率	補助上限額(千円)
店舗取得費	初年度のみ 1/2 以内の額	1,000
店舗改装費(内装・設備工事費)	初年度のみ 1/2 以内の額	1,000
店舗等賃借料(家賃) ※敷金、礼金その他これらに類するものを除く	月額 1/2 以内の額 (上限 20,000 円) 契約月から 36 か月	240 (年間)

※対象経費が複数該当する場合であっても、補助額の上限は100万円となります。

<申請期間>

令和2年4月1日～令和8年3月31日までの期間

<受付場所>

富谷市産業観光課 午前8時30分～午後5時30分（土日祝日除く）

<必要書類>

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第1号別紙1)
- ③ 収支予算書(様式第1号別紙1)
(③は当該年度及び向こう2箇年分)
- ④ 店舗位置図及び店舗図面
- ⑤ 店舗改装等にかかる見積書
- ⑥ 賃貸料にかかる見積書
- ⑦ 許認可証の写し(許認可が必要な事業を行う場合)
- ⑧ 市村村民税に係る滞納がないことの証明書

左記の必要書類を店舗・施設の出店又は運営を開始する日から14日前までに産業観光課まで提出してください。なお、様式は富谷市ホームページよりダウンロードできます。

*詳細につきましては下記までお問合せください。

<問合せ先>

富谷市経済産業部産業観光課
TEL 022-358-0524(直通)
FAX 022-358-2359

<富谷市 HP>

